令和6年5月14日

保護者の皆様へ

認定こども園　もものき
園長　木村雄介

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	235,120	279,550	279,550	279,550	279,550	279,550	273,540	273,540	273,540	273,540	273,540	282,700
		3歳児	235,120	226,650	226,650	226,650	226,650	226,650	220,640	220,640	220,640	220,640	220,640	229,800
		4歳以上児	217,430	208,960	208,960	208,960	208,960	208,960	202,950	202,950	202,950	202,950	202,950	212,110
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	214,440	214,520	210,290	213,890	210,130	214,130	207,990	214,220	214,220	214,220	214,130	224,170
	短時間		208,600	208,680	204,560	208,050	204,400	208,290	202,320	208,380	208,380	208,380	208,290	218,440
	標準時間	1・2歳児	128,670	128,750	126,230	128,120	126,070	128,360	124,790	128,450	128,450	128,450	128,360	140,110
	短時間		122,830	122,910	120,510	122,280	120,350	122,520	119,130	122,610	122,610	122,610	122,520	134,390
	標準時間	3歳児	82,740	82,820	81,500	82,190	81,340	82,430	80,650	82,520	82,520	82,520	82,430	95,380
	短時間		76,900	76,980	75,770	76,350	75,610	76,590	74,990	76,680	76,680	76,680	76,590	89,650
	標準時間	4歳以上児	65,660	65,740	64,760	65,110	64,600	65,350	64,080	65,440	65,440	65,440	65,350	78,640
	短時間		59,820	59,900	59,030	59,270	58,870	59,510	58,420	59,600	59,600	59,600	59,510	72,910

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,460	4,700	4,700	4,700	4,460	4,700	4,700	4,700	3,760	4,230	4,460	2,580
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700